

令和4年涌谷町議会定例会11月会議（第1日）

令和4年11月28日（月曜日）

議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第74号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の一括上程

1. 議案第75号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第76号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）

1. 議案第77号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第78号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第79号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）

1. 議案第80号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第4号）

1. 休会について

1. 散 会

午後1時30分開会

出席議員（12名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	11番	大泉 治 君
12番	鈴木 英雅 君	13番	後藤 洋一 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君
健康課長	木村 治 君	上下水道課長	岩渕 明 君
代表監査委員	遠藤 要之助 君		

事務局職員出席者

事務局 長	荒木 達也	総務班 長	金山 みどり
-------	-------	-------	--------

(午後1時30分)

◎開会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日11月28日は休会の日ですが、議事の都合により令和4年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

-----◇-----

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。
日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、6番稲葉 定君、7番伊藤雅一君を指名いたします。

-----◇-----

◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
11月会議の日程につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は本日1日と決しました。

-----◇-----

◎議案第73号及び議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び日程第4、議案第74号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 11月会議ということでご参集賜りましてありがとうございます。

それでは、議案の第73号、第74号についての理由を申し上げます。

本案は、令和4年8月8日に人事院勧告が行われ、国家公務員の給与について国会の審議を経て勧告どおり実施することが11月11日に決定されたことから、当町におきましても、人事院勧告に準じ必要な措置を講じようとするものでございます。

主な内容といたしまして、町長等の特別職につきましては期末手当を0.05月引き上げ、一般職につきましては、民間給与との格差を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を平均0.3%、勤勉手当の支給率を0.10月引き上げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、ただいま一括上程いたしました議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から議案第74号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、令和4年8月8日人事院勧告を受けまして、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、今国会におきまして令和4年11月11日に可決成立し、令和4年11月18日に公布されたことを受け、改正するものでございます。

まず最初に、議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書1ページ、新旧対照表につきましても1ページをご覧くださいと思います。

新旧対照表で説明申し上げたいと思います。

1ページ上段の第1条関係でございますが、条例第4条では手当について規定されておりますが、町長等の期末手当の支給率を年間3.25月から0.05か月分を引上げて3.30月分にいたすものでございます。本年度におきましては、12月期の支給分で年間引上げの0.05分を引上げるもので、100分の162.5から100分の167.5にいたすものでございます。

次に、第2条でございますが、ここでは令和5年度以降の支給率の取扱いについて規定しているものでございまして、令和5年度の支給につきましては、引上げ後の年間支給率3.30月を6月、12月とも100分の165とし、同じ支給率にするものでございます。

定例会11月資料1ページをご覧くださいと思います。

左側の給与改定に伴います手当の状況の一部を改正する法律のそれぞれの概要を載せているものでございます。今回については、左下の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要でございますが、3番目、特別給の改定といたしまして、年間3.25月が3.30月と0.05月分引き上げるものでございます。

右につきましては、現在令和4年度の支給月、中段が今回の12月改定を踏まえた支給、下段が令和5年度以降の支給について示させていただいたものでございます。町長等につきましては、それぞれの一番上段に書いてあるところでございます。現在、町長の現行の支給につきましては6月、12月とも1.625月となっておりますが、今回の改正後につきましては、令和4年12月期で0.05月引き上げ1.675分になり、令和5年度以降は6月、12月それぞれ現行の率から今回引き上げます0.05月の2分の1、0.025月をそれぞれ引き上げ、1.65という形で年間3.30月分の支給となるものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思っております。1ページでございます。

附則でございます。

1、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

3、改正後の町長等の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の町長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の町長等の給与条例の規定による給与等の内払とみなすとなっております。

続きまして、議案書2ページ、議案第74号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表については2ページとなりますので、お開きいただきたいと思っております。

第1条関係でございますが、第20条第2項につきましては、一般職員の勤勉手当の支給割合の規定でございます。 (1) におきましては、本年度12月期の勤勉手当の支給分で年間引上げ分の0.10月分を引き上げるもので、100分の95から100分の105にいたすものでございます。(2) につきましては、再任用職員の勤勉手当の支給の規定でございますが、再任用職員の支給月につきましては、本年度12月の勤勉手当の支給分で年間引上額0.05月分を引き上げるもので、100分の45から100分の50とするものでございます。

3ページ以降につきましては、今回月例給の各給料表の改正を行うものでございます。3ページにおきましては、別表第1(第4条関係)といたしまして行政職給料表の改正で、再任用職員以外の職員並びに再任用職員についてそれぞれ改正をされております。改正部分については下線が引かれているものでございます。同じく9ページ以降につきましては医療職給料表(1)で、14ページにつきましては医療職給料表(2)、19ページにつきましては医療職給料表(3)となっております。それぞれ再任用職員以外の職員と再任用職員について、それぞれ改正されているものでございます。

28ページになりますが、第2条関係になります。ここでは、令和5年度以降の支給について取扱いについて記載しているものでございまして、令和5年度の支給につきましては、(1)で、再任用職員以外の職員については、引上げ後の年間支給率2.0月分を6月、12月とも同じ支給率に分けて100分の100にしようとするものでございます。(2)におきましては、再任用職員において同様に引上げ後の勤勉手当の年間支給率1.0月分につきましては、それぞれ6月、12月に振り分け100分の50にしようとするものでございます。

3ページの第3条でございますが、これは涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正となります。内容といたしましては、一般職の勤勉手当の支給率が改正されることに伴い、特定任期付職員の勤勉手

当の支給率についても0.05月分増額する改正を行うもので、100分の162.5につきまして100分の167.5とするものでございます。

第4条におきましては、一般職員と同様に令和5年度以降の取扱いについて規定したもので、6月、12月とも同じ支給率に振り分け、100分の165にしようとするものでございます。

議案書にお戻りいただきます。議案書20ページにお戻りください。

附則でございます。

第1条、施行期日等でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2項、第1条の規定（第20条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の給与条例の規定及び第4条の規定（第8条第2項の改正規定を除く。次条において同じ。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第2条、給与の内払でございます。改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第4条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例または改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

第3条でございます。規則への委任でございます。前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 給与改定についてですけれども、以前、平成26年12月議会で人事評価についてということで一般質問を行っております。その中では、人事評価について県内を見ると仙台市を除く34団体のうち17団体が実施50%、そのうち昇給へ反映しているのが12団体、勤勉手当に反映しているのが15団体、当町は勤勉手当には反映しているが昇給には反映していない。国の取組を参考にして、ラスパイレス指数改善のためにも昇給・昇格に反映させるべきである。町長の答えが、そのとおりと考えている。28年の12月には、ラスパイレス指数の改善について質問しています。そのときは、県内市町村で28年度を見ると県平均が94.6、当町は93.0、依然として低い。せめて県平均にすべきでは。そのときの答えが、目標数値を掲げて努力する。そういう答弁をいただいているんですけれども、そういう努力をしているのかどうかということと、それから、先ほど町長の説明で平均0.3%と言いましたけれども、この給料表を見ると400円から1,000円で、等級によってばらつきが物すごいんです、400円と1,000円ですから、これは倍以上なんですけれどもね。平均0.3%というと金額にしてどのくらいになるのかということをお願いいたします。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 現在、涌谷町におけるラスパイレス指数になりますが、令和3年度の数字が一番最新の情報となっております。現在、涌谷町におきましては92.9という数字となっております。まだ数字上の取扱いがありますが、涌谷町におきましては令和2年よりも1.5ポイントほど下がっているという状況でございました。（「ちゃんと聞いていることに答えてよ。目標数値を掲げて努力すると言った

んだから、それはどうなっているんですかと質問しているの」の声あり)

涌谷町についてはまだ平均よりも低い状態となっておりますが、先ほどありましたように人事評価、そういったものを昇給・昇格を踏まえながら現在改善をしているところでございます。

また、先ほど給与の総額のお話でございましたが、今回の給与改定におきましては、若年者の給与改定が図られているところでございます。それぞれ給与については1級から、今回については3級までの職員であります20代から30代のそれぞれの職員について給与改定がそれぞれ行われておまして、4級、5級についてはゼロ%、6級以上は給与改定については行われなという形で、全体として0.3%相当の給与改定が総額では行われたということでございます。級別によって金額については違うところでございますが、若年者につきましては3,000円から4,000円程度、月額で上がるという形になっているところでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） どの何級の何号のところか3,000円から4,000円になるのか。この3ページの対照表、新旧対照表の3ページの1級の1号俸だと400円、14万6,100円が15万100円、5級の1号で1,000円、6級は改定なし。だから、その若年層というのは等級でいくとどの辺になるのかということと、それから、先ほど言った最初の質問で聞いた目標数値を掲げ努力するという、その目標数値をどのように掲げて努力してきたのかということなんですけれども、現在私も令和3年4月1日現在のラスパイレース指数しか持っていませんけれども、総務課長答えた涌谷町92.9、県平均が93.9、1%減、そしてこれは92.9というのは、一番低いのが南三陸の91.1、それから低い順に見て下から6番目なんですよね。以前に質問したとき、せめて県平均にすべきではというのに目標数値を掲げて努力すると言った割には、全然県平均まで及んでいないということは、やっているんですかね、目標数値を掲げて。どういう数値掲げてやってきたんですか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。2つほどありましたからね、若年層の等級と目標数値について。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほどありました若年者の給与の改定についての国における数字の表し方でございますが、1級で1.7%、2級におきましては1.1%、3級においては0.2%となっております。涌谷町に当てはめますと、1級については主事等になります。2級におきましては主事あるいは主任、3級におきましては主査、主任主査、副班長というものについて該当するものでございます。先ほど4級、5級については0%ということで、6級以上については今回改定が行われなということで、若年者について給与の改定が行われているところでございます。また、初任給についてそれぞれ高卒あるいは大卒におきまして、大卒におきましては初任給について3,000円、高卒につきましては4,000円の引上げが行われたところでございます。

ラスパイレース指数の数字の取扱いでございますが、その年によってどうしても昇給・昇格、その職員の比較すべき学歴あるいはそういったものがございますので、なかなか数値目標、数字にすぐ跳ね返るものではございませんので、なかなかその年のそれぞれの職員の状況によってラスパイレースが変わるというところでございます。なかなか、設定というか上げるための努力については、いろいろな昇給・昇格を取り合わせながらやっておりますが、なかなか難しいところでございます。

○議長（後藤洋一君） 今質問したやつで、特に目標数値の設定について今後努力したいというふうな質問の中で、その辺に関してはどのように考えているんですか。今質問されたことをその辺を答弁してください。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 当町のラスパイレース指数につきましては、先ほどご指摘もいただきましたよ

うに県平均よりも低くなっているところがございます。なかなか低い階層がございますので、そこを底上げするということがなかなか難しいところではございますが、昇給あるいはそういった職員の人事構成を踏まえながら上げていくという、役職、級別に上げていくという形になる形で、結果としてラスパイレスの改善につながるという形になるかと思えます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 全然答弁になっていない。新旧対照表の3ページの、じゃあ5級の1号俸28万9,700円が新しいのだと29万700円になっている、これ1,000円上がっているんじゃないですか。1級、2級、3級が出ていて、4級、5級は反映しないというのは、この号俸になっても上げないということなの。その職員たちをこの対象にしないということ、給料表を改定しても。ここに当てはまる人っていないの、これ。4級、5級とか。それこそ条例で決めて、条例でここまで給与改定しますよと決めて、それを1級、2級、若い人たちには反映するけれども、ここから上は反映しませんというの、できるの、そういうことって。

それから、さっき言った目標数値を掲げ努力するって、目標数値どう掲げたかというのをあなた言わないということは、掲げていないんでしょう、目標数値を、大体。だから言えないんですよ。だから、やっていませんしか答えられないじゃないですか。なかなか難しい、なかなか難しいと言って、そうやって県でも下から6番目というのは、いろんな行政サービスは町としてほかの町と遜色のないような行政サービスをしていて、職員の給与だけは平均以下というのは、職員のやる気の問題とかですね。なかなか難しい、なかなか難しいって何が難しいの。やらないからじゃないの。何も昇給、短縮とかすればできていくんじゃないの。やる気がないってということじゃないの、結局。やってくださいよ。

○議長（後藤洋一君） 町長、目標数値について、ひとつ答弁していただいて、今後。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 職員の給料が一番心配するのはモチベーションが下がるという、そのことで、ラスパイレス指数というのが低いというのは私も認識しておりました。これまで財政再建の中で、私が一番に、絶対そこには手をつけたくないとやってきたのは職員の給料、それを下げると。よく財政再建のときそういった手法を取りますけれども、私はそのことは行わないで財政再建をしたいということで、そのように指示してきました。そういったようなこともあって、下げることはないにしても、上げるということがおろそかになってきたのかなと思っております。

そういった中で、財政再建、もう1年の計画年度がございますけれども、そういった中で職員のモチベーションの状況などを把握しながら、やはり長年当町の職員の給与体系というのはラスパイレスが低いということに認識しておりますので、具体の改善というのは私からは言えませんけれども、財政再建の経過を見ながら、やはり改善してやりたいと、そう思っております。財政再建は果たされたというのは、これはひとえに町民の皆様のご協力と職員のこれまでの努力という認識を持っておりますので、そういった中で改善できるのであればやはり改善してやりたいと、そのように思っております。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結します。（「答えまだじゃないの。給料表で5級まで上がるのを決めているんです」の声あり）

ああ、先ほどのね。5等級の1号についての答弁、はい。（「何か1級、2級、3級まで上げて、4級、5級は据置きって、給料体系ってそういうことできるのかを知りたい」の声あり）

その件では、じゃあ取りあえず5等級1号の答弁をお願いします。総務課長。大変失礼しました。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほどありました級別のやつは、国が今回示した全体としての級として1級として平均として1年が例えば7%上げるという形になっております。4級については、全体として増減がある中で0.0%の昇格だと。ただ、今回についての給料表については、全てこちらに当てはめるものになりますので、対応号俸に該当するものについては、当然該当するものでございます。ただ、その4級、5級についての改定に4級の1号俸等については、該当する職員とかない場合も多いかと思えます。（「4級、5級の職員っていないの」の声あり）

いや、4級のその今回の改正のところに当てはまるというところの職員についてはというところになると思えます。先ほど言いました級別の全体の中での今回……（「だから、4級、5級で上がっているんだから、この給料表でさ。だから、ここに当たる人は上げるのが当然でしょうと言っている。上げないの」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 等級のとおりやるということでしょう。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） そうです。

○議長（後藤洋一君） はい、そのようにします。

ほかにございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） すみません、1番黒澤でございます。

ちょっと確認なんですけれども、28ページの勤勉手当の新旧対照表ですけれども、第20条の（2）です。2号の（2）なんですけれども、これは改定前100分の50より改定で100分の47.5でよろしいんですね。

○議長（後藤洋一君） 総務課長、よろしいですか。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 総額の金額を今回こちらの参考資料の見ていただければと思いますが、参考資料1ページ、こちらの議会資料のほうを見ていただければと思いますが、今回、令和5年度以降、再任用職員について、勤勉手当について0.475という形で規定されるものでございます。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第73号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議案第74号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第74号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第5、議案第6号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。議会事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の1ページをお開きください。朗読いたします。

議案第6号

令和4年11月28日

涌谷町議会議長殿

提出者	涌谷町議会議員	大 泉 治
賛成者	同	杉 浦 謙 一
賛成者	同	稲 葉 定
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	鈴 木 英 雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するものである。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 以上、朗読は終わります。

ただいまの朗読をもって、趣旨は理解したものと判断し、提出者の趣旨説明は省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第6号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第6号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第75号から議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第75号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）及び日程第7、議案第76号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）並びに日程第8、議案第77号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） ただいま一括上程されました議案第75号から議案第77号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきにご可決いただきました令和4年人事院勧告に準ずる給与改定等につきまして、各会計の人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） では、議案第75号について説明をします。人件費の説明となります。

予算書26ページをご覧ください。

給与費明細書でございます。こちらについては特別職の給与費明細書となっているところでございます。この下の表、比較の欄をご覧くださいと思います。こちらにつきまして、比較の欄、人数におきましては、議員等でマイナス1となっておりますが、こちらについては数字のさきの置き間違いとなっております。給与費の長等において、期末手当10万7,000円の減額となっております。議員等で16万2,000円の増額、共済費におきましては、町等において6,000円の減額となっているものでございます。こちらにつきましては、今回の人事院勧告を踏まえたものと、今回のさきの人事、給与等の予算の増減を今回に合わせて予算計上を増減を行ったものでございます。

27ページをご覧ください。

今回、正職員と会計年度を加えた表が一般職となっておりますので、次のページ、28ページ、29ページをご覧ください。

会計年度任用職員以外の職員でございます。

正職員となりますが、人数については増減がございません。

給料におきましては、126万3,000円の減額となっております。職員手当におきましては、311万5,000円の減額となっております。今回の人事院勧告を踏まえまして、給料におきましては215万9,000円の増額となりますが、今回、人事異動や他会計の異動などありました関係から、総額として減額となったものでございます。

職員手当の欄でございますが、時間外手当で10万3,000円の増額、期末手当におきましては567万5,000円の減額となっております。時間外手当につきましては、今回の月例給の昇給に伴いまして、その差額分として支給されるものでございます。期末手当の567万5,000円につきましては、こちらにつきましては、令和3年度の人事院勧告におきまして、本来令和3年度において減額されるところでございましたが、今回国の方針もありまして令和4年6月の期末手当をもって減額としたことから、今回その差額分を合わせて調整させていただくものでございます。勤勉手当につきましては245万4,000円となりまして、今回の人事院勧告をもって増額するものでございます。

共済費におきましては65万2,000円の増額となりますが、今回給料等の増額を踏まえまして共済費におきまして一部増額となるものでございます。

続いて、イ、会計年度任用職員についてでございます。

人数におきましては増減がございません。

報酬におきましては16万2,000円、給料におきましては47万4,000円の増額となりますが、職員手当におきましては、時間外手当におきましては2,000円、期末手当におきましては3万9,000円の減額となっているところでございます。

また、退職手当組合負担金といたしまして、今回の人事院勧告を踏まえまして、こちらのほう負担金として増額とされるものでございます。

一般会計につきましては、以上で終わります。

続いて、議案第76号 令和4年度浦谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算となります。

同じく人件費、10ページをご覧いただきたいと思っております。

一般職の欄につきましては、先ほど申し上げましたように会計年度任用職員と会計年度任用職員以外の正職員を含めた表となっておりますので、次の11ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員についてご覧いただきたいと思っております。

職員手当におきまして5,000円の減額、こちらのほう、その下の職員手当の内訳をご覧いただきたいと思っております。こちらにつきましては、通勤手当等については、異動による減額となっているところでございます。期末手当マイナス5万6,000円の減額、勤勉手当につきましては6万6,000円の今回の増額となるものでございます。

イの会計年度任用職員につきましては、増減がございません。

続きまして、議案第77号 令和4年度浦谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

こちらのほう、同じく人事給与明細書でございますが、一般職につきましては、正職員、会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員を含めた表となっておりますので、13ページご覧いただければと思います。

会計年度任用職員以外の職員でございます。給料におきまして26万円の減額、手当におきましては57万9,000円の減額となっているところでございます。こちらにつきましては、住居手当あるいは通勤手当など、こちらについても職員の異動に伴う減額となっているところでございます。期末手当につきましては、先ほど言いました令和3年度の人事院勧告に伴う減額を令和4年度に行ったときの差額分を減額するものでございます。

続いて、会計年度任用職員についてでございます。こちらにつきましては、報酬におきまして184万7,000円の減額、職員手当におきましては14万8,000円の減額となっておりますが、こちらにつきましては、本来事業実施に当たりまして採用を予定しておりました職員が、応募がなく雇用に至らないために今回減額とするものでございます。

では、議案第75号の一般会計補正予算（第7号）でございますが、お戻りいただきまして、歳入のページ、6ページとなります。

歳入におきましては、今回、繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金といたしまして、今回の財源調整といたしまして313万6,000円の減額をするものでございます。今回、財政調整基金の可決後の残高におきましては、11億9,055万1,000円となるものでございます。

続いて、一般会計の歳出につきましては、先ほど人事院勧告を含めて人事の明細につきまして給与費明細で説明させていただいた案件となっておりますので、詳細につきましては省略をさせていただきたいと思っております。

議案第76号でございます。

こちらにつきましては、歳入におきましては6ページ目、歳入となります。6款繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、3万7,000円の減額となります。こちらにつきましても財源調整となっております。

次のページ、歳出につきましては、先ほど給与費明細書で申し上げました明細となっておりますので、内容については省略をさせていただきたいと思っております。

同じく議案第77号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

歳入となります。歳入として6ページ、歳入、国庫支出金となります。3款国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金でございますが、197万1,000円の減額となります。県支出金におきましては、同じく現年度分として98万6,000円の減額となっております。

7款1項2目地域支援事業繰入金37万7,000円の減額となっております。その他一般会計繰入金といたしまして、給与費等繰入金5万5,000円の減額、事務費繰入金として6万2,000円の増額となっております。

歳出につきましては、先ほど給与費明細書で申し上げました人事異動等、給与勧告に伴う人件費となっているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。一括質疑となります。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 議案第75号の28ページで増減が示されているんですけども、これ期末手当で567万5,000円の減というんですけども、これ先ほどの改正で、新旧対照表の1ページの手当の額というところで、12月に

支給する場合においては、前は100分の162.5なのが今回12月に支給する場合において100分の167.5とするということで、100分の5が上がっているんですね。ここでは上がっているのに、何でこの手当の内訳で567万5,000円下がっちゃうんですか。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 今回については、勤勉手当については増額となっているところでございますが、期末手当については今回変わりなく進められております。その中で、令和3年度の12月の人事院勧告の際の減額を今回先送りをされまして、令和4年6月の減額が行われました。予算計上においては令和3年度の人事院勧告どおり予算計上していた関係から、その減額分を今回減額するものでございまして、今回、令和3年度分については一般職員におきましては162.5となっておりますが、167.5分の10分をそれぞれ減額した金額として期末手当が支給された関係から、その減額分が今回予算から減額として計上させていただくものでございます。

○議長（後藤洋一君） 8番。

○8番（久 勉君） 何かよく分からないんですけども、令和3年度に本来やらなきゃならなかったのを、そこでできなくて令和4年度に持ち越したということ。それが6月で解決できなくて、12月まで今回まで持ち込んだということ。だって、この改正案を見ると、12月に支給する場合においては100分の167.5とすると。100分の162.5から100分の167.5だったら、これ増えるんじゃないですか。それは、ちょっとその予算の置き方が、まあ、これ決まる前でしょうからね、予算を置いたのは。だから、そのときの予算を置いたのに合わせると結局こうなっちゃうということなのかな。何かよく分からないんですけども。

○議長（後藤洋一君） どうなんですか。総務課長。簡単で結構ですよ。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） はい。

○議長（後藤洋一君） そのとおりならそのとおりでいいですから。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 先ほど言いましたように、期末手当については、国の実施として令和3年度の12月には行わずということで、涌谷町についてもそちらのほうに準じました。そして、国については、経済対策を含めて給与の減額をこの時期にしないんだということで、期末手当についての減額については6月期ということで減額をしたということでございます。それで、涌谷町におきましても、6月改正におきまして減額を行ったところでございます。このような差額分について今回減額を全て、人事院勧告が今回出ることに伴いまして、6月、12月期を含めて計算することとなったものでございます。

○議長（後藤洋一君） 後でこの167.5になった分も含めて、総務課長、後できちっと8番議員に説明してください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算（第7号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第75号 令和4年度涌谷町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第76号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第76号 令和4年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（後藤洋一君） 起立多数であります。よって、議案第77号 令和4年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎議案第78号及び議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第78号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）及び日程第10、議案第79号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第3号）は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） ただいま一括上程されました議案第78号と議案第79号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和4年人事院勧告に準ずる給与改定等につきまして、各会計の人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔「説明省略」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。

ただいま説明省略の声がありましたが、説明を省略してもよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認め、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号 令和4年度涌谷町水道事業会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号 令和4年度涌谷町下水道事業会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。



◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、今期涌谷町議会定例会11月会議に付された事件は全て議了いたしました。お諮りいたします。

本会議は、この後、明日11月29日から12月28日までの30日間を休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、明日11月29日から12月28日までの30日間を休会とすることに決しました。



◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時27分